明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

措置法第二十三条第一項興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特	租税特別措置法施行令（租税特別措置法
特別所得税に関する政令第条第一項項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施	復興特別所得税に関する政令第八条第三項の表第三項の項
別措置法第三十三条第一項興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
特別所得税に関する政令第条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	第五条第五項の表第百四十五条の二第一号イの項
特別所得税に関する政令第条第一項項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	第四条の十一第五項の表第百四十九条第三項の項の項
別措置法第三十三条第一項興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特	租税特別措置法施行令（租税特別措置法
特別所得税に関する政令第条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
措置法第二十三条第一項興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特	租税特別措置法施行令（租税特別措置法
措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	第五条第五項の表第百四十五条の二第一号イの項
特別所得税に関する政令第条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	第五条第五項の表第百四十五条の二第一号イの項

を

第五条第五項の表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第三十六第二項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法
第五条第五項の表第百五十五条の四十四第一項の項及び第百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号の項	租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第五条第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項	租税特別措置法施行令

に、

第五条第五項の表第百四十八条第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
令第一項読み替えて適用される租税特別措置	